

令和5年度会計に係る外部監査結果一覧

指定出資法人の名称	外部監査 報告日	監査結果
埼玉新都市交通(株)	R6. 5. 24	計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
埼玉高速鉄道(株)	R6. 5. 23	計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)いきいき埼玉	R6. 5. 17	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県芸術文化振興財団	R6. 5. 15	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(福)埼玉県社会福祉事業団	R6. 5. 23	計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県産業文化センター	R6. 5. 5	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県産業振興公社	R6. 5. 10	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公社)埼玉県農林公社	R6. 5. 16	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
埼玉県道路公社	R6. 5. 17	財務諸表が、わが国において一般に公正妥当と認められる地方道路公社法、同法施行令、同法施行規則、埼玉県道路公社会計規程及び定款に準拠して、公社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。
埼玉県土地開発公社	R6. 5. 17	財務諸表が、わが国において一般に公正妥当と認められる土地開発公社経理基準要綱及び定款に準拠して、公社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。
(株)さいたまアリーナ	R6. 5. 10	計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県公園緑地協会	R6. 5. 10	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
埼玉県住宅供給公社	R6. 5. 22	財務諸表が、地方住宅供給公社会計基準に準拠して、埼玉県住宅供給公社の当該財務諸表に係る期間の財産、損益及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(株)さいたまリバーフロンティア	R6. 5. 13	計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県下水道公社	R6. 5. 9	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団	R6. 5. 9	財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。